

市いおか

4月号
第108号
毎月1回
30日発行

発行所 石岡市役所
石岡市大字石岡408番地
電話(代表) 2135番
人口と世帯(4月1日現在)
世帯数 7,605世帯
人口 { 男 16,828人
女 18,405人
計 35,233人

市民生活
毒がふえてきます。共同炊事の衛生には特に注意が必要。食中毒の原因は、食べものの残りカスやバイ菌などです。調理や配膳を担当する人は洗淨、消毒にはくれぐれも気をつけましょう。

こどもたちをみんなで守ろう

五月五日の「こどもの日」から十一日までの一週間、全国一斉に、児童福祉法施行十五周年を記念した「児童福祉週間」が展開されます。

みんなでこどもの権利を守り、その福祉を増進しましょう。それは、すべてのおとなが児童憲章を守ることです。

ことしは次のテーマとスローガンが決められました。

第一日「自然に親しむ」
こどもとともに野外を楽しみましょう。

第二日「愛情と理解」
こどもとともに話し合いましょう。

第三日「能力の育成」
こどもの能力を伸ばしましょう。

第四日「こどもの栄養」
こどもの栄養を高めましょう。

第五日「事故の防止」
みんなで規則を守りましょう。

第六日「友情を培う」
みんなと仲よくいたしましょう。

第七日「父母に感謝」
おとうさん、おかあさんに感謝をしましょう。

優良納税組合を表彰

納税組合長会議ひらく

市は、昭和三十八年度納税組合長会議を四月五日、市公民館でひらき、優良納税組合など組合五、組合長二十五名、組合員二百二十五名、永年組合長その他十八名の表彰を行いました。

納税組合の普及、拡充については、皆さんの協力によりまして、現在三百八十組合、組合員は九千四百一十一名であり、昨年に比し、五組合、千七百七十一名が減少していますが、これは昨年から給与所得者に対して特別徴収を行なった結果によるもので、現実的には増加しています。運営状況は、市税調定額(市県民税八特別徴収分をのぞく)、

固定資産税、都市計画税、軽自動車税)九千二百三十万円、市公債、組合納付額五千八百七十三万円で、納付率は六十三・七パーセントを認め、財政確立に大きな力となっています。

被表彰者は次のとおりです(敬称略)

▽組合長の部(設立以来三年)
泉町三つ、杉並西、国分七部一、国分七部二、国分七部九部

▽組合長の部(就任以来五年)
保清(泉町第六)、吉原平之助(若松第五)、藤内藤栄(幸親)、山崎郁郎(幸町愛宕)、山口英重(鹿の子陸、比翼文作(染谷西)、平井金吾(信用金庫)、藤枝藤男(曲松第一)、関町隆徳(曲松第二)

山崎雄雄(大小路第二)、背黒忠雄(国分陸)、大山安一(金丸七)、山口作之進(八中)、久保田茂(田島中)、海老沢常政(大谷津一)、岡野次男(若石沢東)、浜俊雄(正上内第一)、和田義一(正上内第二)、山崎徳重(正上内下)、斎藤友明(市職域)

岩田郁雄(後久保第二)、大塚一男(長見寿)、福田恵(合石川第三)、豊崎角蔵(東上町三)

▽組合員の部
高城得太郎(仲の内)、横田謙次郎(泉町愛宕)、野口佐吉(青木第五)、岡田宣一(元真地二)、石崎貞次(若松一)、大石勇(守横高房)

久松忠次郎(幸みのり)、小松崎文次郎(宮部中)、押止徳次郎(宮部第一)、櫻村義隆(宮部二)、九頭清一(田島)、柳橋謙一(茨城農事)

羽成重雄(小目代)、石上栄之助(根当中)、石上仁一(根当中一)、竹之内庫之助(荒金)、窪田泰雄(新地西)、溝口修三郎(守横第五)

他

▽特別表彰(永年組合長とその他)
関謙三(泉町三)、中島三男(泉町三)、高野伝兵衛(泉町第六)、大村新之助(若松第五)、友水広吉(若松第七)、岡田定次郎(幸親)、金谷時(幸町愛宕)、鈴木豊司(宮下三)、小野誠一(鹿の子北)、岩田文三(鹿の子陸)、田崎文夫(半の木第三)、比翼茂雄(染谷西)、宮下準一(染谷)、川島操(上町第一)、藤井友之助(上町第二)、大塚いち(北根本一)、大枝裕(北根本二)、谷中忠雄(北根本三)、小松崎茂平(北根本四)、丹進一郎(曲松第一)、鈴木三郎(曲松第二)、小野瀬一郎(大橋旭)

国民年金

納付組織をご存じですか

あなたの老後の幸せのために、あなたの家族の幸せのために、国民年金保険料は必ず納めなくてはなりません。しかし、納めるにも市役所が遠かったり、農事が忙しい時には、納めたくとも納められないことがあるでしょう。そして納めないでいる中に、不幸にも事故が起った場合、も

県民税

還付申請は六月中に

昭和三十七年度において、県民税の所得割を納めた方で、昭和三十七年度の所得税を納めなくなった方に対しては、県民税の還付の制度が適用されることになりました。

これは昨年度の改正で、所得税の一部が県民税へ移譲されたことにより、昭和三十七年度の所得税は減税されたが、昭和三十七年度の県民税所得割(三十六年度の所得に對し課税)は増税となったため、両税を通算すれば減税になっ



控除後の課税所得金35万円、扶養妻子2人(内障害者1名)

- (イ) 新法による計算
課税所得 税率 障害 特例 県民税所得割税額
 $350,000 \times 2/100 - (1,000 + 240) = 5,760$ 円
- (ロ) 旧法による計算
課税所得 税率 速算控除 障害 県民税所得割税額
 $350,000 \times 1.6/100 - 1,200 - 1,000 = 3,400$ 円
- (ハ) 差引き還付税額 (イ) - (ロ) = 2,360円

〔計算例〕

だし、昭和三十七年度の所得税について更正、決定、修正等があったことにより、昭和三十七年度の所得税を納めることになった場合は、当然還付を取り消されます。

5月の税ごよみ
固定資産税 第1期
都市計画税
納期 5月21日～5月31日まで
法人市民税・法人県民税・国税法人税
3月決算の法人の申告納税5月31日まで

5月11日～20日
春の全国交通安全運動

◇正しい歩きかたを守ろう。◇正しい運転の励行。◇雇い主もご協力を。◇交通環境を整備しよう。

